

第 109 回 南海トラフ地震臨時情報のトリセツ？

IT生

8月8日、日向灘地震の発生を受けて、初めて、南海トラフ地震臨時情報が出された。メッセージは、「備えの点検をしながら、ふだん通りの生活を」ということだった。何のことか分からないから、国民は混乱する。マスコミがそれに乗じるから、混乱に拍車がかかる。

政府が出す災害情報で、この臨時情報ほど分かりにくいものはない。
理由は、実態に基づいてないからだ。いってみれば空想の産物に過ぎない。

発表の根拠を、政府は「南海トラフ巨大地震の想定震源域で、警戒対象のマグニチュード7以上の地震がおきたからだ」という。しかし、南海トラフ巨大想定震源域というのは、平成23年の東日本大震災を受けて、同等の地震が起きたら、どのような広さの震源域にすれば、そうなるのか？という考え方に基づいた、SF小説「日本沈没」なみの空想の産物である。その震源域で起きた「今回の日向灘地震は一部割れに相当し、もしかしたら、過去に南海、東南海、東海地震を引き起こした南海トラフに刺激を与えたかもしれない」というレベルの話なのだ。歴史上、明確にそのようなパターンを示した「南海トラフ地震」は存在しない。

南海トラフ地震 臨時情報		発表条件
	調査中	<ul style="list-style-type: none">■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none">■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

内閣府のホームページに掲載されている南海トラフ臨時情報の説明

ほとんどの事例が、東海、および東南海が起きて、南海地震につながるケースなのだ。そのような背景もあってか、気象庁の「臨時情報に関する注意書き」には、「臨時情報が出なくても巨大地震が起こるケースがある」と記している。

だから、あえて今回のように臨時情報を出すなら、このような背景があるのだが、「もしかしたら」に備えて公表するので、どうするかは、国民自身が考え、行動してくださいと言え
ばよいのだ。

地震にせよ、台風など風雨災害に関する防災情報は、出す側の問題ではなく、それを国民
がどう受け止めて、行動するかが問われるべきものなのだ。個々の国民ひとりひとりの行動
を明確に決められる情報など存在しないのだから。

(令和6年8月)